

事務所通信

2023年9月

中山貴子社会保険労務士事務所

〒158-0083

世田谷区奥沢5-14-31

クレイン1-301

<https://中山社労士.com>

特定社会保険労務士

中山貴子



久々の事務所通信となつてしまい、新事務所からは初のお届けとなります。

昨年10月に自宅の引越、3月には事務所の引越をいたしました。事務所移転の際は、住所変更など、皆様にもお手数をおかけいたしました。皆様のご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

また、業務の方では昨年12月から中小企業診断士の兄の補助金業務にも携わり、支援した会社様の「事業再構築補助金」も無事に採択されました。1月、2月、6月の休日は毎週のように、各補助金業務にかかる結構ハードなセミナーをみっちり受講してきました。特に6月のセミナーでは診断士の方々とグループディスカッションを行う機会を得られ、ちょっとした大学院に通っているような感じで、久々に学生に戻ったようで楽しかったです。いくつになっても新しい学びは楽しいものです♪

診断士の方々と共に学ぶ中で、「経営の視点から見る人材」という、社労士業務とは少し違った視点から労務という分野を見ることができたのも新鮮でした。経営についての理解も深めることが出来たかと思えます。

また、6月には、IT会社様の小規模事業者持続化補助金の申請支援を行わせて頂き、8月には無事に採択され、「事業計画書」を書くことにも自信がつかました。これからも**事業計画書の書ける社労**

士を目指していきたいと思えます。

職場でアロマを活用してみませんか？

何で突然アロマ？？と思われるかもしれませんが、いい香りがするとなんだかホッと気持ちがほぐれたりしますよね。逆に嫌な臭いがするとそれだけで気分がズーンと落ち込んだりします。嫌な臭いはハラスメント（スメルハラスメント）にもなり得ます。

なんとなくそうなるにはちゃんと根拠があります。私は医療に詳しいわけではないので詳細は書きませんが、アロマは脳にダイレクトに働きかけ、**自律神経やホルモンバランスを整えたり、ストレスを軽減する作用**があると言われています。フランスや欧州の一部の国ではアロマが医療や治療で活用されているそうです。

アロマで気持ちが落ち着き、**ミスが減って仕事の効率が上がった**り、**お客様への対応が良くなった**り、**いい発想が思い浮かんだりしたら事業にもいい影響**がありそうです。

アロマを嫌いな人は少ないと思いますが、過去の出来事と結びついた嫌いな香りもあるかもしれませんので、どんな香りがいいかと従業員の方々と話し合っ**て香り選び**をすると、いいコミュニケーションにもなるかもしれません。

記事内容

■ 法改正等

- ・ 退職金支給」の項目で、厚労省のモデル就業規則が改定
- ・ 令和5年度の最低賃金
- ・ 社会保険適用拡大（被保険者数50人超の事業場まで拡大）～来年10月

【お知らせ】算定の反映

今月（9月）から社会保険料が算定基礎届を反映した報酬月額適用となります。10月控除分から新保険料の控除開始です。

〈重要なお知らせ〉

弊所は、今年10月から始まるインボイス制度において、3月に適格請求書発行事業者に登録されましたのでお知らせいたします。

登録番号は次の通りです。

T2810140526919

（余談ですが…）

最近ではアロマが**アルツハイマー型認知症への効果**があるという鳥取大学医学部の研究発表もなされています。

（リンク）認知症ネット

https://info.ninchisho.net/arc_hives/2360

【「退職金支給」の項目で、厚労省のモデル就業規則が改定されました（7月）】

・下線部分がモデル規則の変更箇所です。

第52条（変更後は第54条）退職金支給

勤続一年以上の（削除）労働者が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、**自己都合による退職者で、勤続〇年未満の者には退職金を支給しない。（削除）**また、第65条第2項により懲戒解雇された者には、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

この改定は、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」の中のⅢ章「三位一体の労働市場改革の指針」における、**（6）成長分野への労働移動の円滑化**での記載を受けて行われたと考えられます。

つまり、政府は、成長分野への労働者の転職を促していますが、同指針では、「自己都合退職の場合の退職金の減額、勤続年数・年齢が一定基準以下であれば退職金を不支給、といった労働慣行」が労働移動を阻害していると指摘しています。

これまで、終身雇用制で、長く1社で勤めあげて高額な退職金をもらうというのが王道でしたが、第4次産業革命と言われる時代において、このようなありかたが変革を求められている事ですね。

一方で、企業にとって、これからますます加速する「**人手不足**」の中で、新規採用すること自体や、新たに人を育てることは大変な事で、長く勤めてくれる従業員は貴重な存在です。多くの仕事では、その会社の仕事に慣れて一人前になるには3年程かかると考えます。会社が異なれば、社風や人間関係、会社の方針や顧客等が異なってくるので、経験者であってもすっかり慣れるまでにはそれくらいかかると思います。ですので、退職金規程で長期勤続を推奨する定めとすることは一定の合理性があのではないのでしょうか。

（資料）「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」では、「**成長分野への労働移動の円滑化**」：令和5年6月17日閣議決定

【東京の最低賃金は1,113円で確定（10月改定）】

東京労働局は9/1に東京都最低賃金を公表しました。

それによると、**東京都**の最低賃金引上げ額は**41円**で、東京都の2023年度の最低賃金額は**1,113円**となります。昨年度の31円を上回る大幅な引き上げとなり、昨年比**3.82%UP**となります。**10月1日**から適用されます。

リンク：東京労働局 https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/20220901chinginka_00004.html

千葉県は**42円UP**で**1,026円**で確定しました。

賃金だけではなく、物価もジワリジワリと上昇していますね。

2022年度の平均消費者物価指数の上昇率は**3%**（生鮮食品を除く）でした。2023年度は今のところ、昨年に比べ緩やかな上昇となっていますが、お菓子の中身が小さくなった？！とよく感じるようになりました（ステルス値上げ💧）。

自社の売上単価を上げていきたいものですが、構造上中々思うようには上げられないという企業様も多いのではないかと思うのでつらいところです。

しかしながら、7月31日の「新しい資本主義実現会議」では、**2030年半ばには全国平均1,500円**を目指すと首相が言及しています。企業単体ではなく、業界団体や関連企業を含めた対応が必要となりそうです。

【社会保険適用拡大～来年10月から50人超の事業所で短時間労働者の社保適用が開始】

いよいよ来年の10月から短時間労働者への社保適用が従業員数51人以上の事業所まで拡大されます。

なお、従業員数51人以上のカウントは、社会保険の被保険者数で行います。（被保険者とは週40時間がフルタイムの事業場ではその4分の3である週30時間以上働く人が該当します）

51人以上の企業では社保扶養から外れる人が多く出ます。扶養の範囲内で働きたい人はむしろ50人以下の事業場を選ぶ傾向も出てくかもしれないですね。

（年金機構）

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>